

# 意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成22年5月26日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成22年6月9日

主任審理官 伊丹 俊八

## 記

### 第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

##### ア 改正の内容

- 一 定期検査を行わない無線局に係る規定の合理化を行うこと。（第41条の2の6関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

##### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

#### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

##### ア 改正の内容

- 一 200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備の技術的条件を定めること。（第14条、第24条、第49条の31、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

##### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

#### (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

##### ア 改正の内容

- 一 200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備を特定無線設備とすること。（第2条、別表第1号及び別表第2号関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

##### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

### 2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

現在、災害現場や事故現場等において使用される警察、消防・救急等の安全・安心のための公共無線システムは、音声による情報伝達が中心となっており、現場の正確な情報を災害・事故の対策本部との間で共有するため、現場の映像情報を機動的かつリアルタイムでの伝送を可能とすることが求められているところである。

また、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数帯となる VHF 帯の一部については、平成 19 年 12 月の周波数割当計画の一部変更により、安全・安心な社会の実現のためのブロードバンド通信が可能な自営通信に対し、割り当てることとしている。

これらを受け、より詳細かつ迅速に被災状況等を標準テレビジョン放送程度の画質で、映像伝送を可能とする公共ブロードバンド移動通信システムを導入するため、平成 21 年 4 月に情報通信審議会に「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件」について諮問し、平成 22 年 3 月に同審議会から答申を受けたところである。

当該答申を踏まえ、公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件として、多重化方式として OFDM 方式を採用すること、1 チャンネル当たり 5 MHz 幅とすること、隣接する周波数を利用するマルチメディア放送や放送業務用連絡無線との共存を可能とするための不要発射の制限値等について、必要な関係規定の整備を行うとともに、無線局の定期検査に係る関係規定の合理化を行うため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する 1 者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	

### 第 3 理由

本件は、200MHz 帯（170MHz ～202.5MHz）を使用する公共ブロードバンド移動通信システムの導入等に伴い、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

災害現場等で使用される警察、消防・救急等の公共無線システムは、現在、主に音声による情報伝送が中心となっているが、より適切な災害対応等を行うためには、機動的な映像伝送を行うことが非常に有効である。

このようなことを踏まえ、地上テレビジョン放送の完全デジタル化によって空き周波数帯となる VHF 帯の一部である 200MHz 帯については、平成 19 年 6 月の情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成 19 年 12 月に行った周波数割当計画の一部変更により、安全・安心な社会の実現のためのブロードバンド通信が可能な自営通信の導入を図ることとなっている。

本件は、200MHz 帯を使用する災害現場等から機動的に映像伝送が行う公共ブロードバンド移動通信システムの導入を可能とし、より適切な災害対応等に寄与するものであり、また、併せて定期検査を行わない無線局に係る規定の合理化を行うものであり、これらの必要は認められる。

本件の改正案の内容については、以下のとおり適当と認められる。

- 1 電波法施行規則の改正案については、定期検査を行わない固定局の無線局に係る規定を見直し、その合理化を図るものであり、改正内容は適当と認められる。
- 2 無線設備規則の改正案については、情報通信審議会での答申(平成 22 年 3 月 30 日)を受けて、200MHz 帯を使用する公共ブロードバンド移動通信システムの技術基準を定めるものであり、改正内容は適当と認められる。
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案については、200MHz 帯を使用する公共ブロードバンド移動通信システムを技術基準適合証明制度の対象とするため、特定無線設備として追加するものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。